

道路交通法（2020. 4. 28 施行）の概要

※詳細は、下記原文をご確認ください。なお、概要の番号は、当館で便宜的に付与しています。

https://www.runtervomgas.de/fileadmin/user_upload/RuntervomGas_Broschuere_StVO-Novelle.pdf

1. 自転車

(1) 並進

自転車は、他の道路使用者を妨害しない限り、2台の並進が許されています。これは、自転車は常にそれぞれ縦列で走行しなければならないとの従来の誤解を明示的に回避するものです。

(2) 人の輸送（自転車用ベビーカー等を用いて自転車で人を運ぶこと）

これまで、満6歳までの子供のみ、子供用の台車に乗せて連れて行くことが許可されていました。これからは、より年長の子供も連れて行くことができます。ただし、自転車が、人を運ぶための設備が備えられ、組み立てられていることが必要です。また、自転車の運転者は、少なくとも16歳でなければなりません。

(3) 車両運転者用緑矢印

現在の緑色の矢印標識は、赤信号であっても右折レーンからの右折ができることを示しています。これからは、車両用レーン右端の自転車レーンから、または、道路に付随し、区切られていない、かつ建造上固定された自転車専用道路から右折しようとする自転車運転者にも適用されます。加えて、自転車のみにも適用される、別の緑色の矢印も導入されます。曲がる前に道路使用者は停止する必要があることは引き続き同様です。曲がる際には、誰も妨害されたり、危険にさらされることがあってはいけません。

(4) 高速自転車道

高速自転車道は、自転車道路網を接続する遠距離移動用の道路です。これまで高速自転車道は、車道上のピクトグラム（絵文字）によってのみ示すことができましたが、今後は、新しく導入された標識でも示すことが可能となりました。

(5) 自転車ゾーン

自転車ゾーンは、原則として自転車専用の区域です。法的に許可される利用者は自転車道と同様です。すなわち、自転車のほか、電気小型車両のみが自転車ゾーンを利用することができます。ただし、補足標識が他の車両利用者に対してもゾーンの利用を許可している場合はこの限りではありません。この場合、自転車交通が他の車両利用者によって危険にさらされたり、妨害されたりしてはなりません。最高速度は時速30キロです。

(6) 貨物運搬用自転車の駐車場及び積載区域

物の輸送であれ、子供の輸送であれ、貨物運搬用自転車は、ますます人気が出ています。貨物運搬用自転車は、大きな積載床面積があり、環境にやさしく、効率的なオプションとして自動車の代用になるものです。将来的には、新しいシンボル「貨物用自転車」によって特別に貨物運搬用自転車の駐車場や積載区域が指定される可能性があります。

(7) 追い越し時の最低距離

歩行者、自転車、電気小型車両を追い越す際、十分な距離を確保する必要があります。この安全距離は、これまで道路交通法において明示されていませんでしたが道路交通上の弱者を守るため、最低距離が規定されました。すなわち、自動車運転者は、市内では1.5メートル、市外では2メートルの距離を確保しなければなりません。この距離を確保することができない場所では、自動車は自転車を追い越すことはできません。

(8) 鮫歯標識

自転車道で鮫歯標識がある場合には、慎重に走ってください。というのも、例えば交差点や高速自転車道（(4)参照）との合流地点に右標識は設置されており、優先通行権を設定しているからです。さらに同標識は、「左側より右側優先」の規則に基づく停止義務も示しています。

(9) 右折する自動車の徐行

3.5トン以上の自動車は、市内では、右折する場合、徐行しなければなりません。トラック運転手は、徐行することにより、直進して来る自転車や歩行者に一層の注意を払うための時間を得ることができます。違反者には、70ユーロの罰金と違反点数1点が科せられます。

(10) 交差点及び合流地点での駐車禁止区域の拡大

自転車道が道路に沿って走っている場合、自動車運転者は、交差点及び合流地点の前で駐車する際、車道角の前に一層大きな距離、すなわち、8メートルの距離を置く必要があります。

(11) 保護線上での停車の一般的な禁止

保護線は、自転車交通と自動車交通を白い破線で分離するものです。これまで、自動車は、保護線上では最大3分間停車することが許可されてきました。しかし、これにより、度々、自転車運転者が車道で危険な回避を強いられていたため、今後は、保護線上での停車は一般的に禁止となります。違反者には、最大100ユーロの罰金が科されます。

(12) 駐車違反に対する点数

比較的重大な駐車違反の場合、今後は、点数（1点）が科される可能性があります。点数が科されるのは、自動車運転者が、禁止令に違反して、二重駐車を行う、あるいは自転車保護線上や歩道、自転車道上で駐停車し、それにより他の交通利用者を妨害したり、危険にさらした場合となります。点数は、損壊が発生した際や、自動車が歩道や自転車道上で1時間以上駐車した場合にも科されます。

(13) 二輪車の追い越し禁止

特に、狭く、見通しの悪い場所において、今後、新しい交通標識で示される場合、四輪車は、自転車、オートバイ、その他の二輪車および四輪車を追い越すことが禁止されます。

(14) 乗車・降車時の注意

重大な交通事故は、時速ゼロの場合でも起こり得ます。車からの降車時に、肩越しの確認やサイドミラーの確認を忘れた場合、ドアによる事故、つまり、開けたドアと自転車の衝突の危険性があります。自転車運転者は、この衝突により重傷を負う可能性があります。この乗車・降車時の注意義務違反に対する警告金は、20ユーロから40ユーロへ倍増されました。損害が生じた場合には、50ユーロが追加されることもあります。

2. 緊急車両の通行

(1) 救助路の違法な利用

救助する人（救急車など）を妨害することは、軽微な違法行為ではありません。救助路の違法な利用は、救助路を形成しない不作為と同様、今後、責任を問われ、処罰されます。救助路を形成しなかった場合は、200ユーロから320ユーロ、救助路を違法に利用した場合は、240ユーロから320ユーロの罰金が科されます。これらの場合、罰金に加えて2点の点数が科されるとともに、一ヶ月間の免停となります。

(2) 救急路を形成しなかった場合の免停

これまで、救急路を形成しなかった場合、それにより実際に妨害あるいは危険が生じた場合に限り免停とされました。今後は、この制限は廃止され、救助路を形成しなかった不作為自体をもって免停を科することが可能になります。

3. 罰金の改定

(1) 不当に障害者用駐車場に駐車した場合

35ユーロ⇒55ユーロ

(2) 一般的な駐停車違反

最大15ユーロ⇒最大25ユーロまで

(3) 狭路での駐車

15ユーロ⇒35ユーロ

(4) 違反の道路利用

10～25ユーロ⇒55～100ユーロ

(5) いわゆる Auto-Posing

最大20ユーロ⇒100ユーロ

4. 新しい規則

(1) Blitzer（スピード違反取締り機器）アプリの使用禁止（罰金75ユーロと1点の点数登録）

(2) 電気小型車両（例えばEスクーター）の駐車場所に関する新しい標示の開始

(3) 速度違反に対する罰則の強化（市内は時速21キロ以上、市外は時速26キロ以上の速度超過に対し1か月の免停が課される）

(以上)